

基発 0821 第 2 号
令和 2 年 8 月 21 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

複数事業労働者に係る給付基礎日額の算定について

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号）のうち労災保険制度関係の改正について、本年 9 月 1 日から施行され、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）等における新制度の施行については、令和 2 年 8 月 21 日付け基発 0821 第 1 号「雇用保険法等の一部を改正する法律等の施行について（労働者災害補償保険法関係部分）」により、通達したところであるが、事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（以下「複数事業労働者」という。）に関する給付基礎日額に係る事務取扱いについては、下記事項を了知の上、業務運営に遺漏なきを期されたい。

（注）法令の略称は、次のとおりである。

改正法 雇用保険法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 14 号）

新法 改正法による改正後の労働者災害補償保険法

新労災則 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 2 年厚生労働省令第 191 号）による改正後の労働者災害補償保険法施行規則

労災法 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）

労災則 労働者災害補償保険法施行規則（昭和 30 年労働省令第 22 号）

労基法 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

記

第 1 新法第 8 条第 3 項の規定による給付基礎日額の算定について

複数事業労働者の業務上の事由による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「傷病等」という。）、複数事業労働者（新法第 7 条に規定する複数事業労働者に類する者を含む。以下同じ。）の二以上の事業の業務を要因とする事由による傷病等（以下「複数業務要因災害」という。）又は複数事業労働者の通勤による傷病等により保険給付を行う場合における給